

東京慈恵会医科大学における障害のある学生の修学支援に関する基本方針

令和8年1月1日制定

理念

東京慈恵会医科大学は、障害者差別解消法ならびに障害者権利条約に則り、障害のある学生が、障害を理由に受験や修学を断念することのないよう、障害に関わる障壁の解消に努める。

用語

(障害)

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）、その他の心身の機能の障害（難病等）に起因する障害を含む）であって、障害および社会的障壁により日常生活又は社会生活における相当な制限を継続的に生ずる状態。障害の該当性は、障害の状況等に応じて個別に判断され、いわゆる障害者手帳の交付対象であるかどうかによらない。

(社会的障壁)

障害のある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(学生)

東京慈恵会医科大学医学部学生、大学院生、入学志願者。

(合理的配慮)

障害のある者が個々の場面に於いて必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取り組みで、その実施に伴う負担が過重でないもの。

方針

1. 差別的取扱いの禁止

- ・本学の教職員は、障害のある学生に対して、障害に由来する不当な取扱いをしてはならない。

2. 公平性の担保

- ・教育目標や評価基準の変更、合格基準の調整などの公平性を損なうような対応は行わない。

3. 合理的配慮の提供

- ・大学は、障害のある学生のニーズを的確に把握したうえで、卒業・修了までを視野に入れた修学支援を提供する。
- ・具体的な支援の内容は、障害のある学生と大学が建設的に対話を重ね、個別の事案ごとに双方の合意に基づいて決定する。
- ・「障害のある学生支援推進委員会」が関連委員会等と幅広く協議・連携して、障害のある学生の支援を統括する。

4. 施設等の環境整備

- ・大学は、障害の有無にかかわらず、安全かつ円滑に学生生活を送ることができるよう、キャンパス内の施設・設備及び掲示物等の整備に努める。

5. 周知・啓発活動

- ・大学は、障害に伴う困難に関する支援方針及び体制等について学生に周知する。
- ・大学は、学生・教職員の理解と支援を啓発する活動に努める。

6. 守秘義務

- ・支援に関わる教職員は、知り得た個人情報をも本人の同意なしに他言しない。ただし、自他を傷つける恐れがある場合や緊急の対応が必要な場合には、必要な範囲の関係者間で情報を共有することがある。

以上